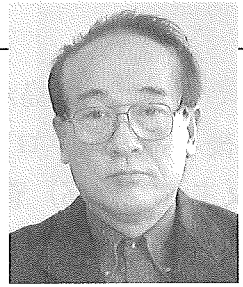


# TPP交渉「物品自由化」： 例外の余地なし 「物品以外」の分野：アメリカ は自国の利害・意図を前面 に出す



財団法人日本農業研究所  
客員研究員  
服部信司

今年11月における妥結を目指している9カ国（米、豪、ニュージーランド、チリ、シンガポール、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア）によるTPP拡大交渉は、2月中旬にチリ・サンチャゴにおいて第5回交渉を行った。3月下旬にシンガポールにおいて第6回交渉が行われる。

この交渉は秘密交渉であって、各国の提案は公表されない。交渉の帰趨は各国の国民に重要な影響を与えるのであるから、本来、交渉への提案は9カ国の国民に対し公表されるべきである。

こうしたなかで、提案のポイント、あるいは提案の一部がリークされ、有力情報誌において報じられている。そこから、何がTPP交渉において議論され交渉されているかについて、知ることができる。

## 1. アメリカの物品貿易提案： 「自由化の例外余地」はないことを示す

本誌前号において、アメリカの「物品貿易（関税）」についてのオファー（何をどのようなスケジュールで自由化するかの一覧表）はすべての品目を含んでいる、と有力情報誌が報じていることを提示した。このアメリカの提案は、まだアメリカが2国間のFTA（自

由貿易協定）を結んでいないTPP交渉参加国（ニュージーランド、ベトナム、ペルー、ブルネイ）に対して提示したものとみられる。

“米-豪FTAにおいてアメリカ側に100品目（全体の1%）の自由化例外品目があるから、日本がTPP交渉に参加しても、数%の自由化例外品目が勝ち取れる可能性がある”とする見方がある（海江田経済産業相）。

だが、アメリカの提案を見れば、このような見方が根拠のない一方的な期待であることが明らかとなる。アメリカが、これから新たに自由貿易協定を結ぶ相手国に対して、自国の全品目を例外なく自由化リストに挙げているということは、相手国からも同様の提案が提起されることを前提にしている（あるいは、それを相手国に要請している）ことを意味するからである。

## 2. 「政府調達」における中国方式の拒否

「政府調達」についてのアメリカの提案は、中国が行っている「国内技術要件政策」（Indigenous Innovation Policy）への反対を含んでいると報じられている。

中国の「国内技術要件政策」というのは、中国の地方政府の政府調達において、国内地域で開発された技術に対して優先権を与えて

いる政策のことである。すなわち、中国政府が“当該品に含まれる技術は中国において開発されたもの、再開発されたもの、あるいは共同開発されたものであることを認めたもの”が優先的に採用される。従って、外国企業（アメリカ企業）は、中国企業とその技術をシェアするか、あるいは共同開発しなければならない。しかし、それは、外国（アメリカ）企業にとって、技術の流出につながる恐れが生まれることになる。

インドの電気通信分野において同様の政策が取られているとされる。アメリカは、そのTPP交渉における提案において、中国の「国内技術要件政策」に反対するというのである。

中国・インドがこうした政府調達方式をとっているのは、それが、自国の技術力をつける道と考えているからであろう。

アメリカがこのような提案を行うのは、政府調達において中国・インドが用いている政策をTPP諸国には取らせないという予防策（中国の政策に対する囲い込み政策）としてである。TPP諸国の中で、どういう政府調達方式をとるべきか、という話ではない。ましてや、この問題の当事国である中国・インドがTPP交渉の中にいないのであるから、アジアにおけるルールをつくるという話にはならない。アメリカの利害が露骨に前面に出ているといわなければならないであろう。

### 3. 「知的所有権」における地域商標（EU）への厳しい姿勢

アメリカの「知的所有権」についての提案は、GI（Geographical Indication: 地域表示→その商標化：EUが積極的に使用）についての厳しい姿勢を含んでいると報

じられている。

すなわち、アメリカの提案は「TPP各国は、地域商標としての設定に反対する機会を他のTPP各国に与えなければならない。その地域商標が、他国（EU）との貿易協定に基づくものであっても」としているという。

さらに、アメリカの提案は、「商標における用語が“一般的な用語”か、どうか」という問題を含んでいる。それは、“「一般的な用語」となっているものは、GI（地域表示）ではない”というアメリカの理解を前提にしているのである。このアメリカの提案は、EUの地域商標がTPP各国に入ることをあらかじめ防ごうとするもの（EUの地域商標に反対する囲い込み）といえる。

地域商標（GI）の問題は、EUの提起によりWTO交渉において議論されてきた。その概念規定は、まさに当事国のEUを含めたWTOにおいて合意されるべきものである。EUのいない場において、地域商標の概念を決め、それをTPP諸国のルールにするということは、極めて一方的な話であり、そうしたものは、政府調達の「国内技術要件政策」の場合と同様、アジアのルールになりうるものではない。

「政府調達」における中国の「国内技術開発要件政策」への反対の導入、「知的所有権」におけるEUの地域商標への制約の導入—これらは、アメリカがTPPをアメリカの利害・意向に沿った地域協定に染め上げていこうとしていることを示すものである。